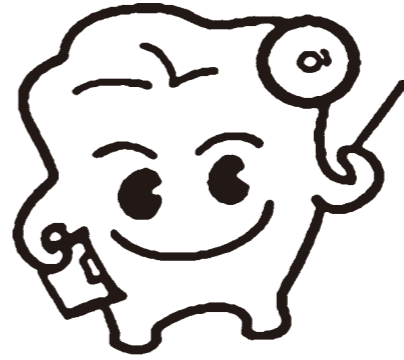


歯の健康チェックで、健康づくりに役立てましょう。

問い合わせ 社会健康課 ☎2153

医療機関名	住所	電話番号
荒田歯科クリニック	西栄1丁目8番19号	☎6480
伊東歯科医院	新町1丁目12番13号	☎4756
沖本歯科医院	本町2丁目10番10号	☎2030
角田歯科医院	本町2丁目9番9号	☎0648
川口歯科医院	玖波1丁目5番2号	☎7350
神波歯科医院	新町1丁目11番17号	☎3240
きらら歯科医院	西栄3丁目17番7号	☎1182
これなが歯科医院	晴海1丁目6番10号2F	☎0118
谷口歯科クリニック	小方1丁目13番32号	☎7456
長岡歯科医院	黒川1丁目8番27号	☎6430
広中歯科医院	新町1丁目2番11号	☎0888
藤井歯科医院	油見3丁目4番3号	☎2206
みどり橋歯科医院	立戸1丁目3番10号	☎8110

歯科検診



市国民健康保険（国保）では、国保の加入者の健康管理のため、歯科検診を行います。
 と き 6月1日(土)～平成26年2月28日(金)
 対 象 18歳以上の方

内 容
 ○ 現在歯・喪失歯の状況
 ○ 歯肉の状況
 ○ レントゲン撮影
 ○ そのほかの所見

定 員 130人（申込順）

料 金 1,500円（自己負担額）

※ 検診時に検診機関へ直接支払ってください。

申し込み
 事前に検診機関に連絡して、申し込みをしてください。

※ 国民健康保険証を持参してください。



復興の 未来と生命(いのち) 照らす水

6月1日(土)～7日(金)は水道週間

問い合わせ 上下水道局 ☎2193

水道週間は水道についての理解と関心を高めるため毎年実施されています。水は生命の源であり、私たちの生活を豊かにする大切な資源です。上下水道局では、皆さんに安心しておいしく飲んでいただける水づくりに努めています。

営業の開始や廃止に伴う水道の使用用途変更の届け出はお早めに

店舗などの営業の開始や廃止に伴って、使用する用途が変わる場合は、すみやかに届け出てください。

また、転居に伴い使用を中止・廃止・開始する場合も、早めに業務課(☎2191)まで連絡してください。

「給水装置」の修繕は、指定の工事店で

水道の配水管から分岐して設置されている給水管や、これに直結する蛇口や止水栓などの給水設備を総称して「給水装置」と呼んでいます。このような「給水装置」は、メーター本体を除き、所有者（設置者）の財産で、必要な補修や管理は、基本的に所有者、または使用者の負担で行う必要があります。転居などに伴い使用を一時中止している場合も同様です。「給水装置」に異常があった

場合（漏水など）は、上下水道局指定の工事店に修理の依頼をしてください。指定工事店は、市ホームページや暮らしの便利帳に掲載しています。

また、公道内（官民境界まで）で漏水があった場合は、上下水道局の負担で修理を行っているので連絡してください。

ただし、おおむね25年以上経過した老朽給水管は、所有者負担による布設替えが必要となります。不明な点がある時は、工務課(☎2192)まで連絡してください。

漏水を見つけるには

水道メーター以降の給水装置の漏水の発見方法は、蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロットマーク（羽根車）が回転しているか確認します。少しでも回転していれば漏水している可能性があるので、早急に上下水道局指定の工事店に相談してください。

6月23日(日)から29日(土)は 男女共同参画週間



男女が互いに違いを認め、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会。その実現に向け、平成13年度から「男女共同参画週間」が実施されています。

今年度の男女共同参画週間は、女性がさまざまな分野で活躍することにより、日本が元気になることを重点にしており、キャッチフレーズは、「紅一点じゃ、足りない」です。

男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を目指すことは、次のような多くのメリットがあります。

○ 職場に活気が出る
 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍するこ

とによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上します。また、働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮できます。

○ 家庭生活の充実
 家族を構成する個人がお互いに尊重し、協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化が図れます。仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加できます。

○ 地域力の向上
 男女がともに主体的に地域活動やボランティアなどに参画することによって、地域コミュニティが強化されます。また、地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現できます。

このように、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現できる社会こそが、一人一人の豊かな人生へとつながっていくのです。

給水装置の洗浄

水道管の洗浄業者に関する問い合わせが増加しています。給水装置の洗浄は設置者（所有者）の判断で行ってください。上下水道局が洗浄を依頼することはありません。

水道事業
 市の水道料金は、県内14市で2番目に、県内23市町では3番目に安い料金で、全国的にも安価となっています。

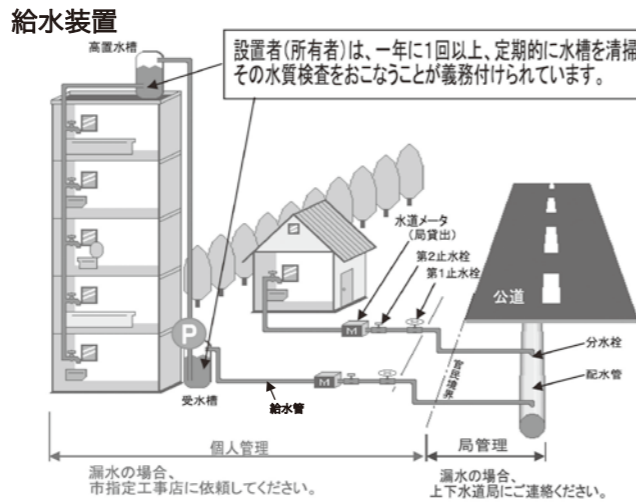
水道事業は、利用者の水道料金で賄われていますが、給水人口の減少や節水機器の普及等に伴って、料金収入は年々減少している状況です。市では、平成23年に市民生活の重要なライフラインである水道事業の将来像や目標を設定し、それを実現するための施策を示した「大竹市水道ビジョン」を策定しています。

このビジョンに基づいて、経費の節減や料金設定の検討を行い、経営の健全化を図りながら、計画的な老朽化施設の改築更新や耐震化を進め、ビジョンの基本理念である「いつでも安全で安定した水の供給」の実現に向けて取り組んでいきます。

「大竹市水道ビジョン」は、市ホームページに掲載しています。



水道メーターのパイロットマーク（羽根車）通水時は回転します。



設置者(所有者)は、一年に1回以上、定期的に水槽を清掃し、その水質検査をおこなうことが義務付けられています。

漏水の場合、市指定工事店に依頼してください。

漏水の場合、上下水道局にご連絡ください。